

平成 29 年 10 月 12 日

軽井沢町議会
議長 市村 守 様

会派 こぶし
代表 押金 洋仁
(報告書作成) 西 千穂

研 修 報 告 書

1 研修日程

平成 29 年 7 月 26 日 (水) ～27 日 (木)

2 研修先及び目的

(1) 滋賀県 大津市 全国市町村国際文化研究所 (JIAM)

「第 2 回自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」受講

3 研修参加者

大浦洋介議員 寺田和佳子議員 西千穂

4. 研修内容

◎内容

- ・講師 稲沢克祐 博士 (経済学)
英国勅許公共財務会計士 (CPFA)
関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授

・第一部 自治体決算の基礎 (26 日)

序ー1 変革の時代：ストックサイクル (ヒト・モノ・カネ) の変化

- ① ヒト 人口減少、高齢化社会
- ② モノ 道路や橋、施設も高齢化する
→ 2036 年以降は、今あるモノを維持することすらできなくなる時代
- ③ カネ 1) 国債残高・地方債残高 合計で 1,000 兆円を超える
2) 人口減少による財政的インパクト
3) 民生費 (増大する一方) によるクラウドディング・アウト

序ー2 平成 26 年 4・5 月の動き

- ① 4 月 22 日 総務省：公共施設等総合管理計画の策定を要請

- ② 4月30日 総務省：新地方公会計改革における「新基準」の提示
- ③ 5月8日 日本創生会議：「提言 ストップ 「人口急減社会」－国民の「希望出生率」の実現、地方中枢拠点都市圏の創生－」

*①と②は今年から稼働している

2 自治体決算の基礎

1)

- (1) 決算の結果をみて予算を審議する。
- (2) 予算項目はすべて歳入歳出決算書に

<予算項目>

<決算項目>

- ① 歳入歳出予算
- ② 継続費
- ③ 債務負担行為
- ④ 繰越明許費
- ⑤ 地方債

→

歳入歳出決算書

- (3) 決算審査の「検討します」という行政側の答弁があれば、決算⇔予算の連続性を考え、次の予算審議では、「検討するとなっていた○○○はどうなったか」と質問する。

2) 決算の流れ

- ① 会計管理者による決算調製
- ② 監査委員による審査・意見
- ③ 議会による審査・認定
- ④ 総務大臣に報告
- ⑤ 住民に公表

3) 決算書（法定）

- ① 歳入歳出決算書
- ② 歳入歳出決算事項別明細書
- ③ 実質収支に関する調書
- ④ 財産に関する調書

4) 議会による決算認定

- ① 決算書（上記①～④）
- ② 決算審査委意見書（監査委員作成）
- ③ 主要な施策の成果報告書 → 最も大事（例）秩父市

3 法定書類についての用語基礎知識

1) 歳入歳出決算書・歳入歳出事項別明細書

(1) 歳入予算

- ① 予算現額＝議決予算（当初・補正）＋繰越事業費充当財源
- ② 調定額＝過年度収入未済分＋決算年度調定分

- ③ 収入済額
- ④ 不納欠損額 → 増えている！税外債権（上下水道などの私債権や給食費など）が多重債務となっているケースの増加。債権管理条例などで対応している自治体もある。
- ⑤ 収入未済額＝②－③－④
→収入未済額を繰越した場合どう対応しているのか？チェック！
- ⑥ 予算現額と収入済み額との比較＝①－③

2) 歳出予算

- ① 予算現額＝議決予算（当初・補正）＋繰越事業費　＋予算比充当額
- ② 支出済額
- ③ 翌年度繰越額
- ④ 不用額＝①－②－③
- ⑤ 予算現額と支出済み額との比較＝①－②

(1) 実質収支に関する調書

- ① 継続費通次繰越額
継続費の毎設定年度の執行残額について、継続最終年度まで通次繰越して執行すること。
- ② 繰越明許費繰越額
当該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り、繰越して使用することができるもの。
- ③ 事故繰越し繰越額
避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったものを翌年度に繰り越して、使用すること。

3) 財産に関する調書

自治体の財産 → 公会計処理される

公有財産	行政財産	不動産
		地上権、地役権、鉱業権
		特許権、著作権、商標権、実用新案権
		株式、社債、地方債、国債
		出資による権利
	財産の信託の受益権	
	普通財産	(分類は行政財産と同じ)
物品		
債権		
基金		

4 決算審査における着眼点

<基本方針>

- 1. 予算審議（当初・補正）との関連から審査する。

- ・予算の執行により、目指す目的は達成されたのか？
- ・予算委審議における質疑は、執行の中で遵守されたのか？
- 2. 住民の視点から審査する。
 - ・予算の執行で財政状況はどうなったか？
 - ・財政状況の好転に向けた行財政改革は進んだか？
 - ・財政状況の中で、実施すべき行政サービスは目的を達したか？
- 3. 全体をとらえ細部を議論する。
全体の規模 → 全体の構成 → 各事務事業

<視点>

決算審査においては、財務数値、財産、成果の視点で分析する。

5 決算統計の分析

類似自治体比較カードを使い、比較分析していく。

(歳入) 自主財源と依存財源

(歳出) 目的別歳出(教育費・民生費などの款にあたるもの)

と性質別歳出(人件費や公債費など)などで類似団体と比較分析する。

2) 財政分析

視点1 財政収支は分析の基本 収支の健全性をみる。

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

当該年度中に収入された現金(前年度からの繰越金を含み、繰上充当金を除く)と支出された現金の差額。現金主義。

視点2 実質収支 = 形式収支 - 翌年度へ繰り越すべき財源

形式収支が黒字で、実質収支が赤字の場合、

→ 事故繰越の理由 を問う

実質収支が黒字の場合、

→ おおむね、標準財政規模に対して、実質収支比率は3～5%程度が妥当

→ 歳入総額に対して、約1.7%～3%程度

→ 下回ってる場合、年度当初の必要経費等のために必要な現金を確保

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

実質収支は以前からの収支の累積。例えば、歳計剰余金の処分として基金繰入額を除いた額は繰越金として当該年度に歳入されて、当該年度の実質収支を増加させる。

視点3 実質収支だけをみていると赤字構造を見抜けなくなるので、弾力性の分析も重要。

経常収支比率(経常一般財源総額と形状経費充当一般財源等との割合)

$$\text{経常的経費} \quad A \quad \text{経常特定財源} \quad B \quad \text{経常一般財源} \quad C$$

A－B／Cが小さい（大きい）ほど、
臨時的経費に充てることのできる経常一般財源が多い（少ない）。
町村では70%が妥当、75%を超えると弾力性を失いつつある。
＊、現在は、経常収支比率は高止まりの傾向。
理由として、交際費の増加、扶助費の増加、また維持管理経費（維持補修費）
が増加したことが考えられる。

視点4 歳入分析は分権の基本

財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政規模
1 を超えると普通交付税不交付団体。

視点5 借金の状況

地方債残高比率 = 地方債残高 / 標準財政規模

視点6 貯金の状況

積立金比率 = 積立金残高 / 標準財政規模

財政状況を理解するための公表資料

① 決算カード

決算統計の集計結果を各都道府県・市町村ごとの各種財政指標等の状況について、一枚のカードにまとめた資料。

② 財政状況一覧表

一般会計等に加えて企業会計などの特別会計の状況、第三セクター等の経営状況・財政援助等の状況を総合的に公表する資料。

③ 類似団体比較カード

決算カードの項目に対して、類似団体との比較が一覧できる資料。各県のホームページより入手可能。

・ 第二部 公会計制度改革の理解 (27日)

新地方公会計改革の経緯

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」

1 歳出歳入一体改革に向けた取組

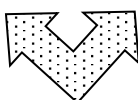
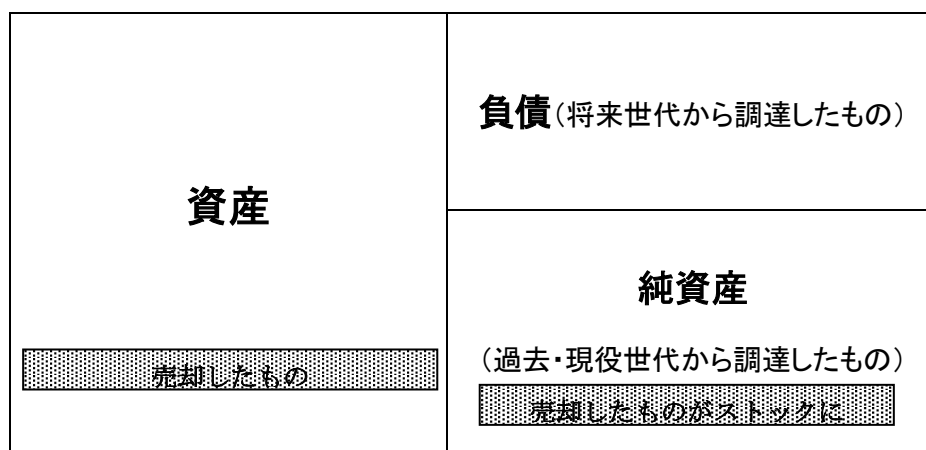
(2) 改革の原則と取組方針

原則6 「資産圧縮を大胆に進め、バランスシートを圧縮する」

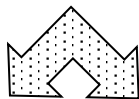
(将来を考える資料)

・ 最大限の資産売却を進める。資産売却収入は原則として債務の償還に充当し、(ストックはストックへ)、債務残高の縮減に貢献する。また、資産債務を両建てで縮減し、金利変動リスクを軽減する。地方にも同様の改革を要請する。

◎世代間負担の衡平 . . . 貸借対照表の左右の釣り合いをとる



左右がぴったり一致



資産	負債
<p>1 固定資産</p> <p>(1) 事業用資産 病院・学校など</p> <p>(2) インフラ資産</p> <p>(3) 無形固定資産</p> <p>(4) 投資及び出資金 株式など</p> <p>(5) 投資損失引当金 - 100など、数字が入っていれば 質問しなくてはならない</p> <p>(6) 長期延滞債権</p> <p>(7) 長期貸付金</p> <p>(8) 基金</p> <p>(9) その他</p> <p>(10) 徴収不能債権</p> <p>2 流動資産</p> <p>(1) 現金貯金</p> <p>(2) 未収金</p> <p>(3) 短期貸付金</p> <p>(4) 基金</p> <p>(5) 棚卸資産</p> <p>(6) その他</p> <p>(7) 徴収不能引当金</p>	<p>1 固定負債</p> <p>(1) 地方債</p> <p>(2) 長期未払金 (PFIなど長期支払い計画)</p> <p>(3) 退職手当引当金</p> <p>(4) 損失補償等引当金</p> <p>(5) その他</p> <p>2 流動負債</p> <p>(1) 1年以内償還予定地方債</p> <p>(2) 未払金</p> <p>(3) 未払費用</p> <p>(4) 前受金</p> <p>(5) 前受収益</p> <p>(6) 賞与等引当金</p> <p>(7) 預かり金</p> <p>(8) その他</p>
	<p>純資産</p> <p>(1) 固定資産等形成分</p> <p>(2) 余剰分 (不足分)</p>

◎考察

決算審査にあたっての基礎から、わかりやすい審査の視点まで網羅された講義だった。今年度より予算決算常任委員会化されたことから、決算から予算へという連動した審査を見つめるべく、決算審査が始まる前に、これまで以上に充実した決算審査ができるよう、市町村議会議員向けの研修を受けることになった。

この研修は合宿形式で全国から応募、抽選のうえで受講可能となるもので、当議会からは、大浦洋介予算決算常任委員長、寺田和佳子、西千穂の3名が受講した。

第一部は、基礎的な審査についての講義であり、審査の視点を得られた。

審査にあたって見るべき資料を第一部の最後にまとめてあるが、①決算カード②財政状況一覧表③類似団体比較カードのうち、①は27年度まで確認できた。27年度の経常収支比率60.2%であり、判断として「臨時的経費に充てることのできる経常一般財源が多い」となり、良い状態にあることが分かった。また、実質収支が黒字であったが、「おおむね、標準財政規模に対して、実質収支比率は3～5%程度が妥当」とのことだが当町の決算カードによると、13.4%と高い。この状態は、剰余金が多額に発生したことを意味し、収入が当初より相当上回ったか、歳出の不用額が多額に生じた状況を示している。28年度決算の不用額が多かったことは決算審査の意見書にも盛り込まれたが、年度の途中でこの事態を把握していたならば、補正予算を編成し、その財源を有効に活用することができたはずで、その対応がなされなかったということは、適切な財政運営ではなかったと言われても仕方がないとされることもある。

その他に大規模な施設建設予定があったりするなどの理由で、実質収支比率が高くなることもあるようだが、このあたりをさらに勉強する必要がある。

②の資料については、町HPでは19年度のみが閲覧できる状態である。

③の資料については、県HPで確認できた。財政力指数1.49をはじめとして、類似団体とは、数字がかけ離れており、類似団体とされている基準がわからず、参考のできる点は少ないのかもしれないが、その中でも目的別歳出の状況をみると、類似団体より多い項目は、衛生費：倍以上、農林水産業費：約3倍、商工費：約3倍、土木費：1.7倍程度、教育費：4倍強であり、一方の少ない項目として民生費はわずかに少なく、消防費は類似団体の6割程度しかなかった。もっとも単年度の数字であるから、この資料から分析を進めるためには、数年間で比較していく必要がある。

①、②、③の資料を決算審査に活かす取組みを当議会でも考えなければならない。

第二部は、将来を見据えた自治体経営についての視点を得られた。

公会計は不動産等を数字として計上していくことでより正確な会計となるということから、企業会計に寄った内容の改革となっていることが分かった。その他、投資状況なども見逃せないところであり、こうした項目を盛り込むようになった会計制度になることで、将来を含む全体を見渡した審査につながるようだ。貸借対照表を重要な位置づけとし、決算審査に生かせる取組みが今後当議会でも考える必要がある。